

初 級

公益法人会計 初級編

加 藤 佑 介 税 理 士 事 務 所

満 喜 株 式 会 社

< 目 次 >

I. 公益法人会計基準の概要	2
(1) 公益法人会計基準の変遷	2
(2) 公益法人会計基準に関する公表資料	3
II. 公益法人会計の目的	4
(1) 受託者説明責任	4
(2) 現金主義と発生主義	9
(3) 企業会計との違い	11
III. 平成 20 年基準の財務書類等	14
(1) 公益法人	14
(2) 移行法人	28

I. 公益法人会計基準の概要

(1) 公益法人会計基準の変遷

公益法人会計とは、公益法人の活動に関する情報をまとめ、伝える手段です。

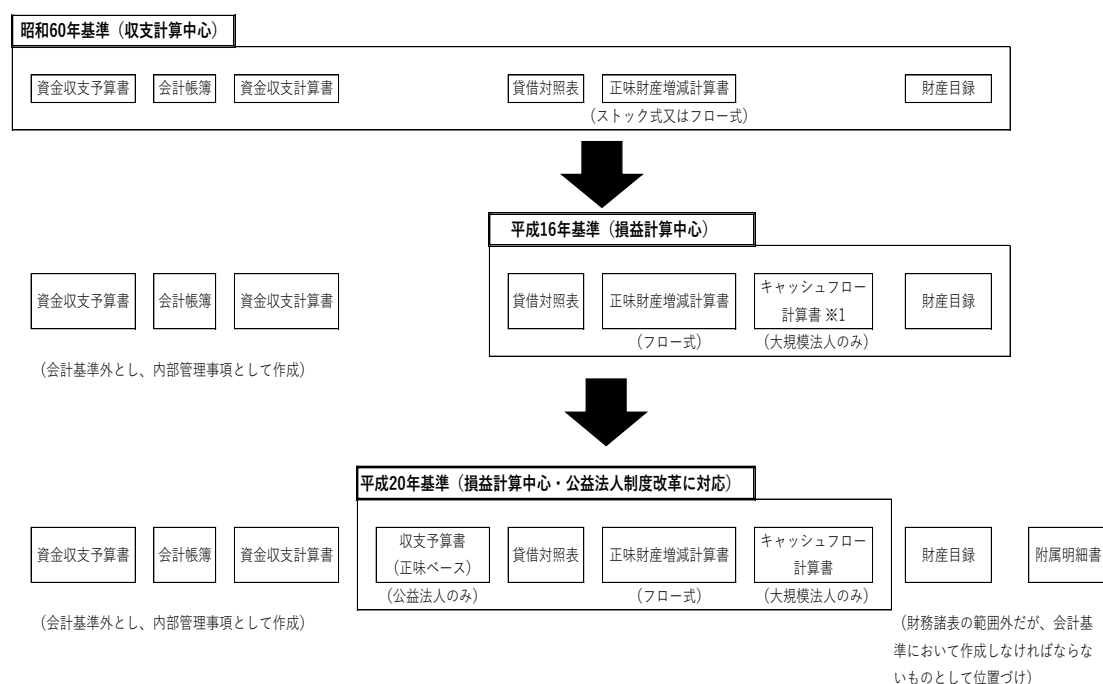
外部への報告のために作成される書類を**財務諸表等**と呼びます。外部の人間は財務諸表等を通じて公益法人の活動を理解しますが、公益法人がそれぞれ独自の方法で作成するとその方法を理解するところから始めなければいけません。

そこで、財務諸表等の作成方法や様式については共通のルールが定められており、これを「**公益法人会計基準**」と呼びます。

公益法人会計基準は、公益法人を取り巻く経済的・社会的状況の変化や制度の変更に伴い、3回にわたって大きな改正が行われてきました。

- ① 昭和 52 年基準 昭和 52 年 3 月 4 日策定
- ② 昭和 60 年基準 昭和 60 年 9 月 17 日改正
- ③ 平成 16 年基準 平成 16 年 10 月 14 日改正
- ④ 平成 20 年基準 平成 20 年 4 月 11 日策定 令和 2 年 5 月 15 日改正

昭和 52 年基準及び昭和 60 年基準は、収支計算書を中心とした計算書類を作成する基準でした。これに対して、平成 16 年基準においては、それまで中心であった収支計算書を会計基準の対象外とし、正味財産増減計算書を中心とする財務諸表を作成する基準となりました。20 年基準については、16 年基準の基本的な枠組みや考え方をベースにして、新公益法人制度が求める情報（財務的な基準など）をスムーズに提供するために、マイナーチェンジするのが適当であるとして設定されたものです。



（２）公益法人会計基準に関する公表資料

先述した通り、現在の公益法人会計のルールとして最も代表的なものは平成 20 年基準です。しかし、この平成 20 年基準は公益法人会計の基本的な部分を定めたものであるため、経理の実務においてはより細かいルールが必要となってきます。

そこで、公益法人を監督する国の機関である内閣府の公益認定等委員会や会計の専門家から構成される日本公認会計士協会から、実務上必要となるルールを定めた資料が公表されています。

・内閣府公益認定等委員会が公表している資料

- ① 公益法人会計基準・同注解
(平成 20 年 4 月 11 日 / 改正令和 2 年 5 月 15 日)
- ② 「公益法人会計基準」の運用指針
(平成 20 年 4 月 / 改正令和 2 年 5 月改正)
- ③ 公益認定等に関する運用について (公益認定等ガイドライン)
(平成 20 年 4 月 / 平成 25 年 1 月改定)
- ④ 新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ)
(令和 2 年 3 月版)
- ⑤ 令和元年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について
(令和 2 年 5 月 15 日)

・日本公認会計士協会が公表している資料

- ① 公益法人会計基準に関する実務指針 (非営利法人委員会実務指針第 38 号)
(2016 年 3 月 22 日 / 最終改正 2019 年 3 月 19 日)
- ② 公益法人の継続事業の前提について
(2010 年 3 月 30 日 / 最終改正 2020 年 3 月 17 日)
- ③ 公益法人の財務諸表等の様式等に関するチェックリスト (平成 20 年基準)
(2012 年 1 月 12 日 / 最終改正 2019 年 11 月 7 日)
- ④ 非営利組織の会計枠組み構築に向けて
(2013 年 7 月 2 日)

Ⅱ．公益法人会計の目的

先述した通り、公益法人会計基準はこれまでに 3 度の改正が行われてきました。その中で最も大きな改正だったのが、昭和 60 年基準から平成 16 年基準への改正です。

景気の低迷等により利息収入や寄附金収入、会費収入などが減少し、補助金も減少傾向にある中で、公益法人にはより一層効率的な運営が求められることとなりました。また、一部の公益法人による不祥事が発生し、公益法人の事業活動の状況をより透明性の高いものにする必要性も生じていました。

そのような社会情勢の中で平成 16 年基準の改正事項に盛り込まれたのが「指定正味財産」と「企業会計手法の導入」です

（１）受託者説明責任

公益法人会計の目的は、公益法人の活動を外部へ報告することにあります。公益法人は自らの利益の獲得を目的とせず公の利益のために事業を行っており、その活動の重要な財源となっているのが補助金や寄附金などの対価性のない収入です。

補助金や寄附金を拠出した側（資金提供者）からすれば見返りを求めずに提供した資金が自身の意図通りに使用されているかを確認したいと考えます。逆に公益法人は補助金や寄附金を資金提供者の意思に沿って事業に使用する責任（受託責任）を負い、その使用状況を報告する責任（**受託者説明責任**）を負っていることになります。

この受託者説明責任を果たすために、公益法人会計において設けられたのが「**指定正味財産**」という区分です。

① 貸借対照表における指定正味財産

貸借対照表とは、財務諸表等のひとつで、法人の財政状態を報告するための書類です。一定時点におけるすべての資産、負債及び正味財産の残高を対照した表となります。

資 産	： 一定時点において保有している財産（現金や有価証券、建物、土地など）
負 債	： 将来支払う必要のある財産（借入金や未払金、預り金など）
正味財産	： 「資産－負債」の金額

下図は財団法人である A 法人の貸借対照表です。

貸借対照表
○1年3月31日 現在

単位：円

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
預金	2,300万	未払金	800万
建物	3,000万	負債の部合計	800万
		正味財産	
		一般正味財産	4,500万
		正味財産の部合計	4,500万
資産の部合計	5,300万	負債・正味財産の部合計	5,300万

正味財産は、資産から負債を差し引いた法人の実質的な財産を示します。

この法人が、会員である法人から、30周年事業（○2年7月実施予定）のための寄附金1,000万円を受領したとします。A法人は、寄附を受けた1,000万円について、30周年事業のために使うという受託責任を負っていることになります。

この事実を外部へ報告するため、他の正味財産と明確に区別して「指定正味財産」として表示します。

貸借対照表
○2年3月31日 現在

単位：円

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
預金	3,500万	未払金	800万
建物	3,000万	負債の部合計	800万
		正味財産	
		指定正味財産	1,000万
		一般正味財産	4,700万
		正味財産の部合計	5,700万
資産の部合計	6,500万	負債・正味財産の部	6,500万

これにより、正味財産のうち1,000万円は受託責任を負っている財産であり、法人が自分の意思で自由に使用できる財産は4,700万円であることを説明することができます。

指定正味財産	： 受託責任を負っている財産
一般正味財産	： 法人が自由に使える財産

② 正味財産増減計算書における指定正味財産

貸借対照表と同じく財務諸表を構成する正味財産増減計算書は、ある一定の会計期間における事業活動の効率性と受託責任を負った財産の増減状況を報告する書類です。

正味財産増減計算書においても、一般正味財産と指定正味財産に分けて表示するのが公益法人会計の特徴となっています。

正味財産増減計算書

○1年4月1日から○2年3月31日まで

単位：円

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
[1] 事業収益	2,000万	
経常収益計	2,000万	
(2) 経常費用		
[1] 事業費	1,000万	
[2] 管理費	800万	
経常費用計	1,800万	
当期経常増減額	200万	
2 経常外増減の部		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	200万	・・・ 事業の効率性
一般正味財産期首残高	4,500万	
一般正味財産期末残高	4,700万	
II 指定正味財産増減の部		
[1] 受取寄付金	1,000万	
当期指定正味財産増減額	1,000万	・・・ 受託責任を負った財産の増減
指定正味財産期首残高	0	
指定正味財産期末残高	1,000万	
III 正味財産期末残高	5,700万	

収益：法人の事業活動の結果生み出された成果であり、正味財産を増加させる原因となる事実

費用：法人の事業活動の結果犠牲となった努力であり、正味財産を減少させる原因となる事実

上図の正味財産増減計算書によって、法人の自主財産を使用して行った事業活動により 2,000 万円の収益と 1,800 万円の費用（人件費及び委託費）が発生し、200 万円の一般正味財産が増加していることが分かります。

このように、法人の意思で用途を決定できる一般正味財産が、事業活動によりどれくらいの規模でどのような原因によって増減したかを示すことにより、法人の事業活動の効率性を報告することができます。

同時に、寄附金として受託責任を負った財産を 1,000 万円受け入れたことを報告しています。受託責任を負った財産が、どのような原因により増減したのかを報告するのが指定正味財産の部ということになります。

③ 指定正味財産の範囲

指定正味財産は、「公益法人会計基準の運用指針」7 においては、『指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。』と説明されています。

1. 「寄付によって受け入れた資産」の寄付の範囲

- 寄付者等が法人の事業のために、金銭、有価証券及び土地等資産の寄贈すること
- **補助金等も含まれる。**⇒寄付者等には補助金等を交付する国や地方公共団体あるいは民間法人等が含まれる
- 低廉譲渡 時価 1,000 の土地を 100 で譲り受ける場合、差額 900 は寄付となる。

2. 当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合

. (i) 用途の制約 ⇒使用に関する制約

例) 30 周年事業あるいは会館の改修に使用を限定する等、
特定の支出に寄付の用途が制約されている場合

. (ii) 処分の制約 ⇒維持に関する制約

寄付者等に永久的な維持、あるいは一定時点までの維持の意思があり、その意思を承知して寄付の受入れを行ったような場合の制約をいう。

例) 永久の維持、10 年、5年などの一定期間の維持や特定の事業の目的が達成されるまでなどの特定時点までの維持等

. (iii) 保有形態の制約⇒寄付者等が寄付する資産をどのように保有するか指定

例) 寄贈を受けた土地・建物をそのままの状態で使用することや株式を譲渡せずそのまま保有することを求められる場合等

<MEMO>

（２）現金主義と発生主義

平成 16 年基準において事業活動の効率性に関する情報を提供するため企業会計の手法が多く導入されました。これは、公益法人と同様の事業を行う企業が作成する損益計算書との比較可能性を向上させるという目的もあります。

主なものとしては次のような会計処理の方法が挙げられますが、今後新たな企業会計の手法が導入される傾向は続くと考えられます。

- ・ 減価償却
- ・ 退職給付に係る会計処理
- ・ 貸倒引当金
- ・ リース取引の会計処理
- ・ 有価証券の評価
- ・ 税効果会計
- ・ 減損会計

これらの会計処理に通じる概念として「発生主義」というものがあります。「発生主義」とは正味財産増減計算書において収益・費用を計上する方法の一つです。

収益・費用を計上する方法にはもう一つ「現金主義」があります。両者の定義は次のとおりです。

現金主義	： 現金の受け渡しの時点で、収益または費用を計上しようとする考え方
発生主義	： 現金の収入や支出に関係なく、経済的事象の発生または変化に基づき、その時点で収益または費用を計上しようとする考え

【設例】

財団法人 A 法人は令和 2 年度より新たに講座事業を行うことにした。

事業年度： 令和元年度 … 平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和 2 年 3 月 31 日

令和 2 年度 … 令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日

令和 2 年 4 月 3 日に開講予定の講座について受講者から受講料 5,000 円を令和 2 年 3 月 20 日に受け取った。

～ 現金主義による仕訳～

現金主義は現金の受け渡しがあった時点で収益を計上しますので、現金の受け渡しがあった令和 2 年 3 月 20 日の伝票日付で仕訳を作成ことになります。

< 令和 2 年 3 月 20 日（令和元年度） >

借方		貸方	
現金預金	5,000	講座事業収益	5,000

- ・発生主義による仕訳

発生主義では現金の収入があった時点ではなく、その講座を行った時点において収益として計上されます。現金の収入があった令和 2 年 3 月 20 日時点では現金を受け取った事実だけを記録するための仕訳が作成されます。

<令和 2 年 3 月 20 日（令和元年度）>

借方		貸方	
現金預金	5,000	前受金	5,000

<令和 2 年 4 月 3 日（令和 2 年度）>

借方		貸方	
前受金	5,000	講座事業収益	5,000

現金主義・発生主義それぞれの 令和元年度 及び 令和 2 年度 の正味財産増減計算書を比較すると次のようになります。

- ・現金主義による正味財産増減計算書

	令和 2 年度	令和元年度
講座事業収益	0	5,000
当期一般正味財産増減額	0	5,000

- ・発生主義による正味財産増減計算書

	令和 2 年度	令和元年度
講座事業収益	5,000	0
当期一般正味財産増減額	5,000	0

現金主義によると、A 法人が講座事業を行っていない令和元年度に講座事業収益が計上され、実際に事業を行った令和 2 年度においては事業収益が 0 円として表されています。

一方、発生主義による正味財産増減計算書からは A 法人が令和 2 年度に講座事業を行い 5,000 円の収益をあげたことを読み取ることができます。

発生主義は、収益及び費用をその発生した期間にそれぞれ計上することで、一事業年度における正味財産の増減を適正に把握する会計の手法です。

一事業年度における事業活動の効率性を評価・分析できるだけでなく、過去の事業年度との期間比較や、同様の業種・業態の法人との比較も可能になることから、公益法人会計においては発生主義の考え方が導入されています。

(3) 企業会計との違い

公益法人会計には企業会計の考え方・手法が多く取り入れられていることを述べてきましたが、それでもなお公益法人会計には企業会計にない特徴的な部分が数多くあります。その一つが先に述べた貸借対照表の正味財産の部における「指定正味財産」ですが、同じ貸借対照表の資産の部においてもその分類方法において違いがみられます。

① 企業会計における資産の分類

企業会計において資産は流動資産と固定資産に分類されます。この分類の判断基準として用いられるのが正常営業循環基準と1年基準です。

1. 正常営業循環基準とは

正常営業循環基準とは、通常の営業活動の過程において登場するモノを流動資産とする基準です。

例えば小売業を行っている企業であれば仕入れた商品や売掛金は通常の営業活動において登場しますが、銀行からの借入金や業務に使用するパソコンなどは営業活動において登場するものではありません。

2. 1年基準とは

1年基準とは決算日の翌日から起算して1年以内に現金化されるものを流動資産とし、1年を超えて現金化されるものを固定資産とする方法です。

預金のうちいつでも引き出せる普通預金は流動資産とされ、3年満期の定期預金は1年以内に引き出せないため固定資産とされます。

企業会計においては、資産をまず1. 正常営業循環基準によって分類し、営業活動以外から生じた項目を2. 1年基準によって分類することとしています。

正常営業循環基準	営業活動において登場する項目を流動資産とする
1年基準	1年以内に現金化されるものを流動資産とし、それ以外を固定資産とする

② 公益法人会計における資産の分類

公益法人会計においても企業会計と同様の分類を行いますが、その前段階として「基本財産」もしくは「特定資産」に該当するかどうかによる分類を行います。

1. 基本財産とは

基本財産とは、法人がその目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産をいいます。

2. 特定資産とは

特定資産とは特定の目的のために使途、保有、運用方法等に制約のある資産をいいます。

【参考】

特定資産とは特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、貸借対照表上、当該資産の保有目的を示す独立の科目として記載される資産をいいます。特定資産は預金、有価証券等のみならず、土地や建物等も含まれます。

特定資産を設定する場合には以下のケースが考えられます。

① 将来の事業の実施、資産の取得等に備えるために設定するケース

例：〇〇事業（準備）積立資産、〇〇周年事業積立資産、〇〇資産取得積立資産
減価償却積立資産 等

② 退職金の支払い等将来の支払いに備えるために設定するケース

例：退職給付引当資産、役員退職慰労引当資産 等

③ 寄付者等からの使途等の制約を受けた場合で指定正味財産から充当する資産

例：（寄付者が使途を制約する場合の）〇〇事業積立資産
（建物取得補助により取得した）建物 等

④ 公益法人が設定する特定費用準備費金、資産取得資金

多くの場合、①の特定資産に該当する場合で、定期提出書類の別表C（5）や別表C（4）における計画について行政庁の承認のある特定資産となります。

預金や有価証券等の金融資産を特定資産として積み立てる場合、将来の事業計画や予算額に影響を及ぼすため、次の事項を定めた取扱要領等を理事会等の承認を経て定めておくことが望ましい形です。

ア 目的

イ 積立方法

ウ 目的取崩しの要件

エ 目的外取崩しの要件

オ 運用方法

カ その他

公益法人が用途、保有、運用方法等に制約のある資産を有している場合には、それが事業活動の中に登場する項目もしくは1年以内に現金化されるものであっても、固定資産の「基本財産」・「特定資産」として表示することになります。

例えば、先ほどのA法人の貸借対照表をもう一度見てみます。

貸借対照表
○2年3月31日 現在

単位：円

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
預金	3,500万	未払金	800万
建物	3,000万	負債の部合計	800万
		正味財産	
		指定正味財産	1,000万
		一般正味財産	4,700万
		正味財産の部合計	5,700万
資産の部合計	6,500万	負債・正味財産の部	6,500万

寄附金として受領した指定正味財産である1,000万円は、30周年事業のために使用するという用途の制約があるため、資産の部において「特定資産」として表示することになります。

次に、それ以外の項目を企業会計と同じく、正常営業循環基準 → 一年基準 の順に分類していくこととなります。

貸借対照表
○2年3月31日 現在

単位：円

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産		未払金	800万
預金	2,500万	負債の部合計	800万
固定資産		正味財産	
特定資産		指定正味財産	1,000万
30周年事業積立資産	1,000万	一般正味財産	4,700万
その他固定資産		正味財産の部合計	5,700万
建物	3,000万	負債・正味財産の部	6,500万
資産の部合計	6,500万		

Ⅲ. 平成 20 年基準の財務書類等

(1) 公益法人

① 財務諸表等の一覧

- ・財務諸表（一般法第 123 条第 2 項、199 条）

貸借対照表

貸借対照表は、収益事業等から生じた収益のうち 50%を超えて公益目的事業に繰入れる法人について、貸借対照表は公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の 3 つに区分して表示する必要があります（公益認定等ガイドライン I.18. (2)）。

損益計算書（正味財産増減計算書）

損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において会計を公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の 3 つに区分して表示する必要があります（公益法人認定等ガイドライン I 18、認定法第 19 条）。

- ・財務諸表に対する注記

- ・財務諸表の附属明細書（一般法第 123 条第 2 項、199 条）

- ・基本財産及び特定資産の明細
- ・引当金の明細

※該当がない場合は、「該当なし。」とだけ記載し、作成する必要あり。

- ・財産目録（認定法第 21 条第 2 項第 1 号）

財産目録には、公益目的保有財産（公益法人認定法第 18 条第 5 号、6 号、7 号公益法人認定法施行規則第 26 条第 7 号、8 号、ガイドライン I 8. (1)）は、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する（認定法施行規則第 31 条第 3 項、同第 25 条第 1 項）。

- ・キャッシュ・フロー計算書

（認定法第 21 条第 2 項第 4 号、認定法施行規則第 28 条第 1 項第 1 号）

会計監査人の設置義務がある公益法人のみ作成義務あり。

作成が義務付けられている公益社団・財団法人は、以下の基準のいずれかに該当する法人。

ア 正味財産増減計算書の収益の部に計上した額の合計額が 1,000 億円以上

イ 正味財産増減計算書の費用及び損失の部に計上した額の合計額が 1,000 億円以上

ウ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上

② 貸借対照表の区分

・様式

貸借対照表
○2年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,030,000	14,380,000	▲ 4,350,000
未収金	500,000	720,000	▲ 220,000
流動資産合計	10,530,000	15,100,000	▲ 4,570,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	360,000,000	360,000,000	0
基本財産合計	360,000,000	360,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	42,000,000	36,000,000	6,000,000
30周年事業積立資産	10,000,000	5,000,000	5,000,000
調査研究シボ`ジ`ム積立資産	2,400,000	0	2,400,000
建物建築積立資産	189,000,000	180,000,000	9,000,000
特定資産合計	243,400,000	221,000,000	22,400,000
(3) その他固定資産			
建物	279,900,000	288,000,000	▲ 8,100,000
什器備品	8,100,000	10,200,000	▲ 2,100,000
その他固定資産合計	288,000,000	298,200,000	▲ 10,200,000
固定資産合計	891,400,000	879,200,000	12,200,000
資産合計	901,930,000	894,300,000	7,630,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,036,000	980,000	56,000
未払消費税等	480,000	420,000	60,000
流動負債合計	1,516,000	1,400,000	116,000
2. 固定負債			
退職給付引当金	42,000,000	36,000,000	6,000,000
固定負債合計	42,000,000	36,000,000	6,000,000
負債合計	43,516,000	37,400,000	6,116,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	370,000,000	365,000,000	5,000,000
指定正味財産合計	370,000,000	365,000,000	5,000,000
(うち基本財産への充当額)	(360,000,000)	(360,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
2. 一般正味財産	488,414,000	491,900,000	▲ 3,486,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(191,400,000)	(180,000,000)	(11,400,000)
正味財産合計	858,414,000	856,900,000	1,514,000
負債及び正味財産合計	901,930,000	894,300,000	7,630,000

・各区分の内容

I 資産の部

- 1.流動資産・・・・・・・・現金預金（基本財産及び特定資産を除く）、未収金、立替金、前払金、棚卸資産の他、主に1年以内に資金化若しくは費用化される予定の資産
- 2.固定資産・・・・・・・・基本財産、特定資産及びその他固定資産の3つに区分される。
 - (1) 基本財産・・・・・・・・定款において基本財産として定められた資産
 - (2) 特定資産・・・・・・・・特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約がある資産（1年以内に資金化される予定のものも含む）
 - (3) その他固定資産・・・・・・・・基本財産、特定資産以外の固定資産

II 負債の部

- 1.流動負債・・・・・・・・未払金、預り金、前受金の他、主に1年以内に支払若しくは収益化される予定の負債
- 2.固定負債・・・・・・・・1年を超えて支払若しくは収益化される予定の負債

III 正味財産の部・・・・・・・・正味財産は資産から負債を控除した差額

（基金）・・・・・・・・（法人法第131条の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産で法人と拠出者の合意に従い、返済を負うもの）

- 1.指定正味財産・・・・・・・・寄付によって受入れた資産で、寄付者等によりその使途に制約が課せられている資産に相当する正味財産
- 2.一般正味財産・・・・・・・・正味財産の合計から基金及び指定正味財産を控除した額で、法人が自由に使える正味財産

③ 正味財産増減計算書の区分

・様式

正味財産増減計算書
○1年4月1日から○2年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[1,740,000]	[1,700,000]	[40,000]
基本財産受取利息	1,740,000	1,700,000	40,000
特定資産受取利息	[660,000]	[650,000]	[10,000]
特定資産受取利息	660,000	650,000	10,000
受取会費	[11,128,000]	[11,030,000]	[98,000]
正会員受取会費	11,128,000	11,030,000	98,000
事業収益	[14,840,000]	[18,840,000]	[▲ 4,000,000]
調査研究事業収益	11,840,000	14,340,000	▲ 2,500,000
不動産貸付収益	3,000,000	4,500,000	▲ 1,500,000
受取寄附金	[40,000,000]	[40,000,000]	[0]
受取寄附金	40,000,000	40,000,000	0
経常収益計	68,368,000	72,220,000	▲ 3,852,000
(2) 経常費用			
事業費	[63,063,000]	[60,787,000]	[2,276,000]
役員報酬	8,568,000	7,140,000	1,428,000
給料手当	14,400,000	14,000,000	400,000
退職給付費用	4,800,000	4,800,000	0
減価償却費	8,265,000	8,265,000	0
消耗品費	576,000	600,000	▲ 24,000
修繕費	5,016,000	4,970,000	46,000
支払助成金	18,000,000	18,000,000	0
委託費	2,638,000	2,232,000	406,000
租税公課	800,000	780,000	20,000
管理費	[8,791,000]	[8,428,000]	[363,000]
役員報酬	1,512,000	1,260,000	252,000
給料手当	3,600,000	3,500,000	100,000
退職給付費用	1,200,000	1,200,000	0
会議費	200,000	188,000	12,000
減価償却費	1,935,000	1,935,000	0
消耗品費	144,000	150,000	▲ 6,000
租税公課	200,000	195,000	5,000
経常費用計	71,854,000	69,215,000	2,639,000
当期経常増減額	▲ 3,486,000	3,005,000	▲ 6,491,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 3,486,000	3,005,000	▲ 6,491,000
一般正味財産期首残高	491,900,000	488,895,000	3,005,000
一般正味財産期末残高	488,414,000	491,900,000	▲ 3,486,000
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	[5,000,000]	[3,000,000]	[2,000,000]
受取寄附金	5,000,000	3,000,000	2,000,000
当期指定正味財産増減額	5,000,000	3,000,000	2,000,000
指定正味財産期首残高	365,000,000	362,000,000	3,000,000
指定正味財産期首残高	370,000,000	365,000,000	5,000,000
III 正味財産期末残高	858,414,000	856,900,000	1,514,000

・ 各区分の内容

I 一般正味財産増減の部・・・一般正味財産の増減を表示

1. 経常増減の部・・・毎期の事業活動から経常的に発生する収益・費用を表示

(1) 経常収益・・・事業活動から経常的に発生する収益を原因別に集計したもの

(2) 経常費用・・・事業活動から経常的に発生する費用を原因別に集計したもの
事業の目的のために要する費用である事業費と、各種の事業を
管理するため、毎期経常的に要する費用である管理費に区分

2. 経常外増減の部・・・臨時的・過年度修正の収益・費用を表示

(1) 経常外収益・・・臨時的に発生した収益や過年度修正益

(2) 経常外費用・・・臨時的に発生した費用や過年度修正損

II 指定正味財産増減の部・・・指定正味財産の増減を表示

平成 20 年基準は、正味財産増減計算書の区分について、第一に「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に分かれ、更に一般正味財産増減の部を経常増減の部及び経常外増減の部に区分することを要求しています（平成 20 年基準第 3 2）。

経常性の意味は、事業活動の経常性を意味しています。したがって、「経常増減の部」は毎期の事業活動から経常的に生じる収益及び費用が含まれ、「経常外増減の部」は臨時的項目及び過年度修正項目に係る収益及び費用が含まれます（平成 20 年会計基準注解（注 14））。

(1) 経常収益の具体的内容は、目的たる事業活動を実施するための経常的財源であり、例えば次のようなものがあります。

- ① 基本財産や特定資産の運用益
- ② 入会金や会費、受取寄付金、補助金等の財産の受入れ行為
- ③ 事業活動収益

(2) 経常費用の具体的内容は、目的たる事業活動や事業活動に付随して生じる管理活動等のための費用であり、例えば事業費、管理費があります。

(3) 経常外増減は臨時的項目及び過年度修正項目であり、例えば次のようなものがあります。

- ① 固定資産売却損益
- ② 固定資産受贈益
- ③ 固定資産除却損
- ④ 災害損失

なお、経常外増減に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は毎期経常的に発生するものは、経常増減の部に記載することができます（平成 20 年基準注解（注 14）なお書き）。

【参考】受取寄付金について

寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思によって当該資産の使途について制約が課されている場合には、指定正味財産の受入れとなるので、寄付者による制約が存在しない場合や重要性がない場合が一般正味財産の増加となり、「経常増減」と「経常外増減」の区分が問題となります。「財務諸表の科目」における受取寄付金及び固定資産受贈益の区分は、財産の受入れ活動は一般に金銭によることが多く、受取寄付金は経常増減に例示され、一般正味財産の増加となる現物による寄付は少ないので、固定資産受贈益は経常外収益に例示されています。

しかしながら、経常性の概念には、取引発生の際の経常性の視点ばかりでなく、活動の経常性の視点も含まれています。したがって、事業計画において寄付等の受入れ活動を明らかにしている場合のように、経常的な活動として、寄付等の受入れ活動を行っている場合には、現実の寄付の受入れが数年に 1 回だけというような場合であっても、活動の経常性の視点から経常増減に区分されることになります。

<MEMO>

正味財産増減計算書内訳表
○1年4月1日から○2年3月31日まで

(単位：円)

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計		法人会計	内部取引等消去	合計
	公1	公2	小計	収1	小計			
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	[870,000]	[870,000]	[1,740,000]	[0]	[0]	[0]	[0]	[1,740,000]
基本財産受取利息	870,000	870,000	1,740,000	0	0	0	0	1,740,000
特定資産受取利息	[660,000]	[650,000]	[462,000]	[132,000]	[132,000]	[66,000]	[0]	[660,000]
特定資産受取利息	660,000	650,000	462,000	132,000	132,000	66,000	0	660,000
受取会費	[2,782,000]	[2,782,000]	[5,564,000]	[0]	[0]	[5,564,000]	[0]	[11,128,000]
正会員受取会費	2,782,000	2,782,000	5,564,000	0	0	5,564,000	0	11,128,000
事業収益	[11,840,000]	[0]	[11,840,000]	[3,000,000]	[3,000,000]	[0]	[0]	[14,840,000]
調査研究事業収益	11,840,000	0	11,840,000	0	0	0	0	11,840,000
不動産貸付集計	0	0	0	3,000,000	3,000,000	0	0	3,000,000
受取寄附金	[18,400,000]	[18,400,000]	[36,800,000]	[0]	[0]	[3,200,000]	[0]	[40,000,000]
受取寄附金	18,400,000	18,400,000	36,800,000	0	0	3,200,000	0	40,000,000
経常収益計	34,552,000	22,702,000	56,406,000	3,132,000	3,132,000	8,830,000	0	68,368,000
(2) 経常費用								
事業費	[30,270,240]	[30,270,240]	[60,540,480]	[2,522,520]	[2,522,520]	[0]	[0]	[63,063,000]
役員報酬	4,112,640	4,112,640	8,225,280	342,720	342,720	0	0	8,568,000
給料手当	6,912,000	6,912,000	13,824,000	576,000	576,000	0	0	14,400,000
退職給付費用	2,304,000	2,304,000	4,608,000	192,000	192,000	0	0	4,800,000
減価償却費	3,967,200	3,967,200	7,934,400	330,600	330,600	0	0	8,265,000
消耗品費	276,480	276,480	552,960	23,040	23,040	0	0	576,000
修繕費	2,407,680	2,407,680	4,815,360	200,640	200,640	0	0	5,016,000
支払助成金	8,640,000	8,640,000	17,280,000	720,000	720,000	0	0	18,000,000
委託費	1,266,240	1,266,240	2,532,480	105,520	105,520	0	0	2,638,000
租税公課	384,000	384,000	768,000	32,000	32,000	0	0	800,000
管理費	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[8,791,000]	[0]	[8,791,000]
役員報酬	0	0	0	0	0	1,512,000	0	1,512,000
給料手当	0	0	0	0	0	3,600,000	0	3,600,000
退職給付費用	0	0	0	0	0	1,200,000	0	1,200,000
会議費	0	0	0	0	0	200,000	0	200,000
減価償却費	0	0	0	0	0	1,935,000	0	1,935,000
消耗品費	0	0	0	0	0	144,000	0	144,000
租税公課	0	0	0	0	0	200,000	0	200,000
経常費用計	30,270,240	30,270,240	60,540,480	2,522,520	2,522,520	8,791,000	0	71,854,000
当期経常増減額	4,281,760	▲ 7,568,240	▲ 4,134,480	609,480	609,480	39,000	0	▲ 3,486,000
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替前								
当期一般正味財産増減額	4,281,760	▲ 7,568,240	▲ 4,134,480	609,480	609,480	39,000	0	▲ 3,486,000
他会計振替額	0	250,000	250,000	▲ 250,000	▲ 250,000	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,281,760	▲ 7,318,240	▲ 3,884,480	359,480	359,480	39,000	0	▲ 3,486,000
一般正味財産期首残高	235,041,100	109,885,180	345,774,280	97,323,320	97,323,320	48,802,400	0	491,900,000
一般正味財産期末残高	239,322,860	102,566,940	341,889,800	97,682,800	97,682,800	48,841,400	0	488,414,000
II 指定正味財産増減の部								
受取寄附金	[5,000,000]	[0]	[5,000,000]	[0]	[0]	[0]	[0]	[5,000,000]
受取寄附金	5,000,000	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
当期指定正味財産増減額	5,000,000	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000
指定正味財産期首残高	365,000,000	0	365,000,000	0	0	0	0	365,000,000
指定正味財産期首残高	370,000,000	0	370,000,000	0	0	0	0	370,000,000
III 正味財産期末残高	609,322,860	102,566,940	711,889,800	97,682,800	97,682,800	48,841,400	0	858,414,000

④ その他の書類

附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	360,000,000	0	0	360,000,000
	基本財産計	360,000,000	0	0	360,000,000
特定資産	退職給付引当資産	36,000,000	16,000,000	10,000,000	42,000,000
	30周年事業積立資産	5,000,000	5,000,000	0	10,000,000
	調査研究シンポジウム積立資産	0	2,400,000	0	2,400,000
	建物建築積立資産	180,000,000	9,000,000	0	189,000,000
	特定資産計	221,000,000	32,400,000	10,000,000	243,400,000

(注)「財務諸表に対する注記」に同内容の記載がある場合には、「基本財産及び特定資産の明細は、「財務諸表に対する注記」に記載している。」等の記載をもって、上記明細書の記載を省略することができる。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	36,000,000	6,000,000	0	0	42,000,000

(注)「財務諸表に対する注記」に同内容の記載がある場合には、「引当金の明細は、「財務諸表に対する注記」に記載している。」等の記載をもって、上記明細書の記載を省略することができる。

財 産 目 録

○2年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	30,000
	預金	普通預金	運転資金として	
		〇〇銀行××支店		6,000,000
		□□銀行△△支店		4,000,000
	未収金		不動産貸付事業の未収家賃	500,000
流動資産合計				10,530,000
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	第〇回利付国債他	公益目的保有財産であり、運用益を助成事業及び調査研究事業の財源として使用。	360,000,000
特定資産	退職給付引当資産	定期預金 〇〇銀行××支店	職員への退職金支払いのために管理されている預	42,000,000
	30周年事業積立資産	定期預金 □□銀行△△支店	30周年事業開催の財源への充当を指定して寄附を受けた財産を積み立てている資産。	10,000,000
	調査研究シンポジウム積立資産	定期預金 〇〇銀行××支店	3年ごとのシンポジウム開催のために積立てている資産であり、特定費用準備資金として管理。	2,400,000
	建物建築積立資産	定期預金 □□銀行△△支店	満喜会館再建時の財源とするために積立てている資産であり、資産取得資金として管理。	189,000,000
その他固定資産	建物	〇〇市〇〇町1-1-1 700㎡	自己所有の会館（満喜会館）。使用面積割合により按分。700㎡のうち210㎡を助成事業、210㎡を調査研究事業、140㎡を不動産貸付事業、140㎡を管理業務に使用。	279,900,000
	什器備品	パソコン、複合機他	公益目的保有財産であり、収益事業及び管理業務でも共用財産として使用。	8,100,000
固定資産合計				891,400,000
資産合計				901,930,000
(流動負債)				
	未払金		不動産貸付事業の未払修繕費。	1,036,000
	未払消費税等		消費税等の未払額。	480,000
流動負債合計				1,516,000
(固定負債)				
	退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員6名に対する退職金の支払いに備えたもの。	42,000,000
固定負債合計				42,000,000
負債合計				43,516,000
正味財産				858,414,000

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・購入時に取得価額によっている。なお、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は適用していない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	360,000,000	0	0	360,000,000
小 計	360,000,000	0	0	360,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	36,000,000	6,000,000	0	42,000,000
30周年事業積立資産	5,000,000	5,000,000	0	10,000,000
調査研究シボ`ジ`ム積立資産	0	2,400,000	0	2,400,000
建物建築積立資産	180,000,000	9,000,000	0	189,000,000
小 計	221,000,000	22,400,000	0	243,400,000
合 計	581,000,000	22,400,000	0	603,400,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
投資有価証券	360,000,000	(360,000,000)	—	—
小 計	360,000,000	(360,000,000)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	42,000,000	—	—	(42,000,000)
30周年事業積立資産	10,000,000	(10,000,000)	—	—
調査研究シンポジウム積立資産	2,400,000	—	(2,400,000)	—
建物建築積立資産	189,000,000	—	(189,000,000)	—
小 計	243,400,000	(10,000,000)	(191,400,000)	(42,000,000)
合 計	603,400,000	(370,000,000)	(191,400,000)	(42,000,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	450,000,000	170,100,000	279,900,000
什器備品	12,200,000	4,100,000	8,100,000
合 計	462,200,000	174,200,000	288,000,000

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
第〇回利付国庫債券(×年)	360,000,000	363,000,000	3,000,000
合 計	360,000,000	363,000,000	3,000,000

収 支 計 算 書

○1年4月1日から○2年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	[1,800,000]	[1,740,000]	[60,000]	
基本財産利息収入	1,800,000	1,740,000	60,000	
② 特定資産運用収入	[700,000]	[660,000]	[40,000]	
特定資産利息収入	700,000	660,000	40,000	
③ 会費収入	[11,000,000]	[11,128,000]	[▲ 128,000]	
正会員会費収入	11,000,000	11,128,000	▲ 128,000	
④ 事業収入	[15,200,000]	[14,840,000]	[360,000]	
調査研究事業収入	12,000,000	11,840,000	160,000	
セミナー事業収入	3,200,000	3,000,000	200,000	
⑤ 寄附金収入	[45,000,000]	[40,000,000]	[5,000,000]	
寄附金収入	45,000,000	40,000,000	5,000,000	
事業活動収入計	73,700,000	68,368,000	5,332,000	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	[50,070,000]	[49,998,000]	[72,000]	
役員報酬支出	8,600,000	8,568,000	32,000	
給料手当支出	14,450,000	14,400,000	50,000	
消耗品費支出	600,000	576,000	24,000	
修繕費支出	5,000,000	5,016,000	▲ 16,000	
助成金支出	18,000,000	18,000,000	0	
委託費支出	2,600,000	2,638,000	▲ 38,000	
租税公課支出	820,000	800,000	20,000	
② 管理費支出	[5,730,000]	[5,656,000]	[74,000]	
役員報酬支出	1,520,000	1,512,000	8,000	
給料手当支出	3,650,000	3,600,000	50,000	
会議費支出	200,000	200,000	0	
消耗品費支出	150,000	144,000	6,000	
租税公課支出	210,000	200,000	10,000	
事業活動支出計	55,800,000	55,654,000	146,000	
事業活動収支差額	17,900,000	12,714,000	5,186,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	[21,400,000]	[22,400,000]	[▲ 1,000,000]	
退職給付積立資産取得支出	6,000,000	6,000,000	0	
30周年事業積立資産取得支出	5,000,000	5,000,000	0	
調査研究シンポジウム積立資産取得支出	2,400,000	2,400,000	0	
建物建築積立資産取得支出	8,000,000	9,000,000	▲ 1,000,000	
投資活動支出計	21,400,000	22,400,000	▲ 1,000,000	
投資活動収支差額	▲ 21,400,000	▲ 22,400,000	1,000,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,000,000	—	0	
▲ 1,000,000	▲ 1,000,000			
当期収支差額	▲ 3,500,000	▲ 9,686,000	6,186,000	
前期繰越収支差額	13,500,000	18,700,000	▲ 5,200,000	
次期繰越収支差額	10,000,000	9,014,000	986,000	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金及び未払消費税等を含めている。
 なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	14,380,000	10,030,000
未収金	720,000	500,000
合 計	15,100,000	10,530,000
未払金	980,000	1,036,000
未払消費税等	420,000	480,000
合 計	1,400,000	1,516,000
次期繰越収支差額	13,700,000	9,014,000

3. 予算額と決算額との差異が著しい科目

建物建築積立資産取得支出：将来の建替え費用の見積額変更によるもの。

4. 科目間の流用及び予備費の使用について

(1) 科目間の流用

予算科目のうち管理費－給料手当支出より 50,000円 を管理費－会議費支出に流用した。

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用増減額	流用後予算額
管理費－給料手当支出	3,700,000	▲ 50,000	3,650,000
管理費－会議費支出	150,000	50,000	200,000

(2) 予備費の使用

予備費 ▲1,000,000円 は建物建築積立資産取得支出に充当使用し、当該科目の予算額に含めて表示している。

5. その他、収支の状況を明らかにするために必要な事項

なし

(2) 移行法人

※（特例民法法人から一般社団・財団法人へ移行した後、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けていない法人）

(1) 財務諸表

（一般法第123条第2項、199条、129条第1項、整備法127条第3項）

① 貸借対照表

貸借対照表は、実施事業資産を区分して明らかにしなければならない。（整備法施行規則第42条第1項）

※ 実施事業資産の区分方法の例示（FAQX-4-②）

- ・ 貸借対照表内訳表において実施事業等会計、その他会計及び法人会計の3つに区分する方法
- ・ 貸借対照表に実施事業資産を注記する方法

② 損益計算書（正味財産増減計算書）

損益計算書（正味財産増減計算書）は、内訳表において会計を実施事業等会計、その他会計、法人会計の3つに区分して表示する必要があります。（整備法施行規則第42条第2項）

(2) 財務諸表に対する注記

(3) 財務諸表の附属明細書

（一般法第123条第2項、199条、129条第1項、整備法127条第3項）

- ・ 基本財産及び特定資産の明細
- ・ 引当金の明細

※該当がない場合は、「該当なし。」とだけ記載し、作成する必要あり。

(4) 公益目的支出計画実施報告書（整備法127条第1項）

※決算書類と同様に監査対象書類となる。（監査報告書も必要あり。）

貸借対照表
○2年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,030,000	14,380,000	▲ 4,350,000
未収金	500,000	720,000	▲ 220,000
流動資産合計	10,530,000	15,100,000	▲ 4,570,000
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	360,000,000	360,000,000	0
基本財産合計	360,000,000	360,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	42,000,000	36,000,000	6,000,000
30周年事業積立資産	10,000,000	5,000,000	5,000,000
調査研究シンポジウム積立資産	2,400,000	0	2,400,000
建物建築積立資産	189,000,000	180,000,000	9,000,000
特定資産合計	243,400,000	221,000,000	22,400,000
(3) その他固定資産			
建物	279,900,000	288,000,000	▲ 8,100,000
什器備品	8,100,000	10,200,000	▲ 2,100,000
その他固定資産合計	288,000,000	298,200,000	▲ 10,200,000
固定資産合計	891,400,000	879,200,000	12,200,000
資産合計	901,930,000	894,300,000	7,630,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,036,000	980,000	56,000
未払消費税等	480,000	420,000	60,000
流動負債合計	1,516,000	1,400,000	116,000
2. 固定負債			
退職給付引当金	42,000,000	36,000,000	6,000,000
固定負債合計	42,000,000	36,000,000	6,000,000
負債合計	43,516,000	37,400,000	6,116,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	370,000,000	365,000,000	5,000,000
指定正味財産合計	370,000,000	365,000,000	5,000,000
(うち基本財産への充当額)	(360,000,000)	(360,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
2. 一般正味財産	488,414,000	491,900,000	▲ 3,486,000
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(191,400,000)	(180,000,000)	(11,400,000)
正味財産合計	858,414,000	856,900,000	1,514,000
負債及び正味財産合計	901,930,000	894,300,000	7,630,000

(注) 実施事業資産は、以下のとおりである。

30周年事業積立資産	10,000,000
調査研究シンポジウム積立資産	2,400,000

<MEMO>